

別紙 『改正建築基準法に関する会員意見』

2007年9月14日

この意見は8月上旬から本日までにJSCA会員から寄せられた意見、提案を完結にまとめたもので、既にQ&Aなどで解消されている項目もある。

【全般への意見】

- ・ 建築の本質を議論し品質の向上を図ることや、審査能力を向上させること、など事の本質が完全に置き去りにされているのが残念極まりなく、懸念される。
- ・ 良い建物を作ろうという意識より、どうやって確認申請と適合判定を通す計算書を作るかという意識が先行し、設計作業に対する苦痛のみ増大している。
- ・ 整合性などの点を強調しすぎるあまり、書類（設計図、構造計算書など）上の不備対策に設計者が追われることになり、建築という創造的な業務に割く時間が限られてくる。
- ・ 今回の法改正では申請図書全体の記載事項が膨大になりすぎており、転記ミスも必然的に発生率が高くなるシステムに改正されてしまった。
- ・ 基本的には告示で明確にできていない部分は設計者の判断によるべき。そうでない場合は協議、訂正などが基本的に認められないとするなら曖昧な書き方はやめるべき。
- ・ 設計あるいは施工途中ですら、様々な要因で設計変更がおき、最終的によい建築物を創ろうという姿勢を建築家・構造技術者から奪うことになる可能性が極めて高い。
- ・ 将来の生活への不安も大きく、転業も視野に入れて今後の仕事の進め方を苦慮している。
- ・ 「構造設計という本来極めて重要であり、魅力的な仕事」を志す若者が減少する懸念がある。

【申請時の図書内容】

- ・ 受付拒否などの不合理な対応がある。
審査機関によっては、構造計算概要書の書式が合っていないだけで受け付け拒否。
意匠図の立面図の南と東を間違えたために申請し直しの例もある。
- ・ 必要以上の微細な指摘がある。
床開口の位置、寸法の記載
梁の貫通孔位置を全て伏図に記入
図面に全ての構面の軸組図をいれ、その中に開口位置、寸法を全て記入
鉄骨造でも開口位置等を記入。
あらゆる小梁位置をすべて伏図に記入
10～20mm程度の仕上げ寸法の差異を書き換えるよう指示
プログラム出力との下一桁の数値の差異
- ・ 全体的に資料が膨大である。
構造概要書における検定比一覧表の作成等々。
アウトプット全出力指示。

- ・ 法令では、例えば梁のダクト貫通孔などは設置可能位置、径、補強方法が明示された図書でよいと解釈できるが、検査機関等が過剰な要求をだすため、構造設計者は反論もできず苦戦を強いられている。また、そのようなダクト貫通孔は現場段階でほぼ確実に設計変更を伴うものである。

【概要書】

- ・ 「略伏図」「略軸組図」の定義が不明確。
- ・ 基準階の略伏図は、参照ページのみでの記載でよしとしたい。
- ・ 旧認定プログラムにおける「構造計算書（その1）」で代用可としたい。
- ・ 概要書自体が本当に審査に必要かという声もある。

【認定書】

- ・ 施工者や使用材料メーカーが決まっていない設計段階で考えられる全ての認定書を添付するのは、手間とコピー紙が無駄になるだけ。トルシャー形ボルトやデッキプレート、角形鋼管ファブ工場などの一般的なものは添付不要ではないか。
- ・ 大臣認定書は、性能評価物件に対して確認申請時に必要なのは理解できるが、着工後施工者によって決められる鉄骨工場、同一性能でもメーカーごとに認定されている特殊鋼材、同一耐火性能の間仕切りなどは、設計図書にその旨明示されていれば当該部分の施工が行われる前に届け出れば可とする従前の取扱いが強く望まれる。これにより、書類不足による手続遅延等の改善が期待できる。

【適合性判定機関】

- ・ 主事等審査において、適合性判定員の判断でどうなるかわからないとの指摘がある。
- ・ S造3階の建物で8月2日に事前相談受付、8月30日に本受付されたが、3ヶ月くらいかかるといわれているものがある。
- ・ 適合判定は内容の安全性のチェックを行うのが目的だが、表面的なチェックばかりで審査機関に返却されたものがある。
- ・ 適合性判定にも事前相談が必要ではないか。

【計画変更の扱い】

- ・ 6月19日以前に着工した物件で、新法と同等の図面・計算書の体裁に直して申請すべきとの指摘があった。
- ・ 6月20日以降に着工した物件（主に6月20日前に駆込み申請したもの）は設計変更になりがちのため適合性判定が必要となる。構造計算は新法の内容を先取りしていても、構造図面・構造計算書の内容について、整合確認だけでなく、構造安全性と無関係の作図内容や資料の添付が求められる。
- ・ 大臣認定を受けた物件については、設計変更申請する場合、大臣認定も取り直すことが求められる。軽微な認定が可能と言われているが、実態がまだ不明で、3ヶ月かかるともい

われている。竣工間近だとすぐにも申請しないと、竣工時期への影響が懸念される。

- ・ 変更申請に予想以上に手間がかかるが、業務費について顧客の理解を得て請求できるかどうかは不明である。
- ・ 工期に影響しないための事前対策が必要だが、変更は施主都合で余裕のないものもある。
- ・ 計算の数値は変わっても、断面・配筋が変わらないものなど、軽微な変更扱いの検討が是非必要である。
- ・ 既存の大臣認定プロジェクトで蓄熱槽のルートを変えるために、基礎梁に穴を明けるため、現法に従って再度認定を取得するよう指摘されたという例もある。

【プログラム】

- ・ 一貫計算プログラムに対する一般論としての問題点指摘もある。
 - ・ モデル化に融通が利かず、マニュアルが不十分なため誤ったモデル化を行う可能性もある。
 - ・ 計算精度を過度に重視し、意味のない桁数の出力がある。
 - ・ 手計算で確認し、ブラックボックス化を防ぐためのソフトメーカーとのやりとりに時間がかかる。結局信用するしかない。
 - ・ 詳細な検討を行いたい場合に必要な中間データも得られない。
 - ・ 無駄な出力による見にくいアウトプットが多く、計算全体の流れや要点が把握しにくい。
- ・ 構造計算に関して認定プログラムか否かで申請料が異なることに問題はないか。
- ・ 既存の認定プログラムについては、アルゴリズムの部分などの説明を省略できるよう差別化して欲しい。

【審査期間】

- ・ 審査期間が読めずスケジュールが立たない。
- ・ 事前審査の期間は法的に決まっていなくても不確定。
- ・ 数ヶ月かかると言われた例もある。

【既存不適格、増築】

- ・ 改正後の構造規定に適合しない既存建築物は、たとえ「新耐震」建築物であっても、「既存不適格」建築物扱いの可能性もある。早急に明文化が必要。
 - 塔状比が4を超える建築物で設計ルート2で設計されたもの。
 - S造部材幅厚比を「当面の緩和値」で設計され設計されたもの。
 - 片持ち部材で出寸2mを超えるもので長期荷重で設計されたもの。
- ・ 既存不適格建築物に「一体増築」「別棟増築」をおこなう場合の、遡及基準が審査機関によってまちまち。適合性判定の要否も明文化すべき。